

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	国民年金事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大和市は、国民年金事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大和市長

公表日

令和1年6月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金事務
②事務の概要	国民年金法(昭和34年法律第141号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定に基づき、特定個人情報を主に以下の国民年金事務で取り扱う。 ① 資格に係る届出(取得・喪失・住所異動・氏名変更等)の受理及びその届出に係る事実の審査 ② 保険料納付の免除等に係る申請の受理及びその申請に係る事実の審査 ③ 裁定請求の受理及びその請求に係る事実の審査 ④ 障害基礎年金(無拠出分)等受給権者の定時届等を取り扱う事務 ⑤ 日本年金機構(厚生労働大臣)への異動報告及び届出・申請の送付に関する事務、所得情報等に係る提供等の事務
③システムの名称	国民年金システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金被保険者ファイル、受給年金受給者ファイル、老齢福祉年金受給者ファイル、特別障害給付金受給者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の第31項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民経済部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 大和市下鶴間1-1-1 046-260-5334
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民経済部 保険年金課 大和市下鶴間1-1-1 046-260-5116

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月24日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部 総務課	総務部 総務課 大和市中下鶴間1-1-1 046-260-5334	事後	
平成28年6月24日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	総務部 総務課	市民経済部 保険年金課 大和市中下鶴間1-1-1 046-260-5116	事後	
平成30年7月18日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 常盤 幹雄	課長 堤 健	事後	
令和1年6月4日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 堤 健	保険年金課長	事後	
令和1年6月4日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	H27.9.30時点	H31.4.1時点	事後	
令和1年6月4日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	H28.1.1時点	H31.4.1時点	事後	
令和1年6月4日	IV リスク対策 1提出する特定個人情報保護評価書の種類	—	基礎項目評価書	事後	
令和1年6月4日	IV リスク対策 2特定個人情報保護の入手	—	十分である	事後	
令和1年6月4日	IV リスク対策 3特定個人情報保護の使用	—	十分である	事後	
令和1年6月4日	IV リスク対策 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託	—	委託しない	事後	
令和1年6月4日	IV リスク対策 5特定個人情報の提供・移転	—	提供・移転しない	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月4日	IV リスク対策 6情報提供ネットワークシステムとの接続	—	接続しない	事後	
令和1年6月4日	IV リスク対策 7特定個人情報の保管・消去	—	十分である	事後	
令和1年6月4日	IV リスク対策 8監査	—	自己点検	事後	
令和1年6月4日	IV リスク対策 9従業員に対する教育・啓発	—	十分に行っている	事後	